

別表（第4条関係）

区 分	主なもの
報償費	講師、専門家又は出演者等（以下「講師等」という。）への謝礼等
旅費	講師等の交通費及び宿泊費等
需用費	消耗品費、印刷製本費及び食糧費（会議等のお茶代及び講師等の特別な招待客の弁当代に限る。）等
役務費	通信運搬費、広告料、筆耕翻訳料及び保険料等
委託料	会場設営費、警備委託料及び看板設置費等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械器具の借上料及び通行料金等
その他の経費	その他町長が特に必要と認める経費

備考 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- （１）団体の構成員等に対する人件費、謝礼、旅費及び食糧費
- （２）団体の運営に関する経常的な経費
- （３）その他補助対象事業の実施に直接必要と認められない経費